

# 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

## 1. 概要

市が発注する公共工事等の入札及び契約の適正化を推進するため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を改正する。

- ・ 工事における最低制限基本価格算出方法及び低入札調査基準価格算出方法の改正
- ・ 設計等委託業務における最低制限基本価格算出方法の改正
- ・ 低入札価格調査制度における失格基準の導入

## 2. 適用時期

令和4年4月1日以降に公告及び指名通知を行う案件から適用する。

## 3. 改正内容（詳細）

### (1) 工事における最低制限基本価格算出方法及び低入札調査基準価格算出方法の改正

	現行	改正後
直接工事費	100分の95を乗じて得た額	100分の <u>97</u> を乗じて得た額
共通仮設費	100分の90を乗じて得た額	100分の <u>90</u> を乗じて得た額
現場管理費	100分の80を乗じて得た額	100分の <u>90</u> を乗じて得た額
一般管理費等	100分の50を乗じて得た額	100分の <u>68</u> を乗じて得た額
上限	工事価格に100分の90を乗じて得た額	工事価格に100分の <u>92</u> を乗じて得た額
下限	工事価格に100分の70を乗じて得た額	工事価格に100分の <u>75</u> を乗じて得た額

ただし、

①建築工事（電気設備、機械設備、外構工事を含む）は、

(ア) 直接工事費に100分の90を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額

(イ) 現場管理費に直接工事費の100分の10を加えた額に100分の90を乗じて得た額

②昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事は、

(ア) 直接工事費に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額

(イ) 現場管理費に直接工事費の100分の20を加えた額に100分の90を乗じて得た額

③工事の性質上これらの規定により難しい場合は、

工事価格に100分の75から100分の92までの範囲内の割合を乗じて得た額とする。

※最低制限価格は上記により算出した最低制限基本価格にランダム係数（1から1.0050）を乗じた額とする。

(2) 設計等委託業務における最低制限基本価格算出方法の改正

業務名	現行	改正後
測量	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に 100 分の 40 を乗じて得た額	同 同 100 分の <u>48</u>
土木	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 一般管理費等の額に 100 分の 30 を乗じて得た額	同 同 同 100 分の <u>48</u>
建築	直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額	変更無し
地質調査	直接調査費の額 間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に 100 分の 75 を乗じて得た額 諸経費の額に 100 分の 40 を乗じて得た額	同 同 100 分の <u>80</u> 100 分の <u>48</u>
補償	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 一般管理費等の額に 100 分の 30 を乗じて得た額	同 同 同 100 分の <u>45</u>
上限	測量 : 業務価格の 100 分の 80 を乗じて得た額 土木 : 業務価格の 100 分の 80 を乗じて得た額 建築 : 業務価格の 100 分の 80 を乗じて得た額 補償 : 業務価格の 100 分の 80 を乗じて得た額 地質調査 : 業務価格の 100 分の 85 を乗じて得た額	測量 : 100 分の <u>82</u> 土木 : 同 建築 : 同 補償 : 同 地質 : 同
下限	測量 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 土木 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 建築 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 補償 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 地質調査 : 業務価格の 3 分の 2 を乗じて得た額	変更無し

ただし、設計等委託業務の性質上これらにより難しい場合は、設計等委託業務における最低制限基本価格は、業務価格に 100 分の 60 から 100 分の 80 まで(測量業務においては 100 分の 60 から 100 分の 82、地質調査業務にあつては、3 分の 2 から 100 分の 85 まで)の範囲内の割合を乗じて得た額とする。

### (3) 低入札価格調査制度における判断基準の導入

#### ①数値的判断基準

諸費目名	割合
直接工事費	100 分の 90 (機械器具設置工事, 電気工事, 電気通信工事においては 100 分の 75)
共通仮設費	100 分の 80
現場管理費	100 分の 80
一般管理費等	100 分の 30

予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づく各諸費目に、上記割合を乗じた金額(千円未満切捨て)を数値的判断基準とする。

入札者の積算にかかる各諸費目の金額が、上記により算出された各諸費目の金額に満たない場合は失格とする。

ただし、工事の性質上各号の規定により難しい場合は、数値的判断基準を定めない。

※上記数値的判断基準は諸費目全ての合計金額ではなく、諸費目毎に比較し、いずれか一つでも満たない場合は失格とする。

※数値的判断基準の金額については非公表とする。

#### ②その他の判断基準

- ・各種調査書類が全部又は一部でも提出されない場合
- ・入札時に提出した工事費等内訳書と、各種調査書類の記載内容が整合していない場合
- ・下請予定業者から徴した見積書の内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- ・企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合
- ・工事の手抜き等による品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合
- ・入札金額の積算に係る数量が設計数量を満たしていない場合
- ・入札金額の積算に係る材料・製品が仕様書に適合した品質・規格でないと認められる場合
- ・入札金額の積算において建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- ・関係法令、仕様書、契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- ・低入札価格調査において市に対する合理的な説明を行わない場合
- ・市が求める資料の全部又は一部を提出しない場合又は提示しない場合
- ・その他当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合

上記各項目のいずれかひとつでも該当する場合は失格とする。

#### 4. 算出方法

##### ○工事における最低制限価格の算出方法

最低制限基本価格	× ランダム係数	= 最低制限価格（税抜）
<p>※見積り等に基づき予定価格を算出する工事などの場合は、工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。以下同じ。）の100分の75とする。</p> <p>※その他上記により難しい場合は、工事価格の100分の75～100分の92の範囲内で適宜設定する。</p>	<p>※1～1.0050の範囲で無作為に算出する数値。</p>	<p>※千円未満の端数を切り捨てた額。</p> <p>ただし、算出した額が工事価格の100分の92を超える場合は、工事価格に100分の92を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし、工事価格の100分の75に満たない場合は、工事価格に100分の75を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り上げた額）とする。</p>

##### ○設計等委託業務における最低制限価格の算出方法

最低制限基本価格	× ランダム係数	= 最低制限価格（税抜）
<p>※見積り等に基づき予定価格を算出する業務などの場合は、業務価格（各業務に応じ、予定価格の算出の基礎となった額の合計額をいう。以下同じ。）の100分の70とする。</p> <p>※その他上記により難しい場合は、業務価格の100分の60～100分の80（測量業務は100分の60～100分の82，地質調査業務は，3分の2～100分の85）の範囲内で適宜設定する。</p>	<p>※1～1.0050の範囲で無作為に算出する数値。</p>	<p>※千円未満の端数を切り捨てた額。</p> <p>ただし、算出した額が業務価格の100分の80（測量業務にあつては，100分の82，地質調査業務にあつては，100分の85）を超える場合は，業務価格に100分の80（測量業務にあつては，100分の82，地質調査業務にあつては，100分の85）を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし，業務価格の100分の60（地質調査業務にあつては，3分の2）に満たない場合は，業務価格に100分の60（地質調査業務にあつては，3分の2）を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り上げた額）とする。</p>

○低入札調査基準価格の算出方法

予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づく次の額

<p>①建築工事（電気設備，機械設備，外構工事を含む）の場合</p> <p>直接工事費×0.9×0.97          共通仮設費×0.9          （現場管理費＋直接工事費×0.1）×0.9          一般管理費等×0.68</p>	<p>左記のいずれかの合計額          = 調査基準価格（税抜）</p>
<p>②昇降機設備工事等の場合</p> <p>直接工事費×0.8×0.97          共通仮設費×0.9          （現場管理費＋直接工事費×0.2）×0.9          一般管理費等×0.68</p>	<p>※千円未満の端数を切り捨てた額。          ただし，算出した額が工事価格の100分の92を超える場合は，工事価格に100分の92を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし，工事価格の100分の75に満たない場合は，工事価格に100分の75を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り上げた額）とする。</p>
<p>①及び②以外の場合</p> <p>直接工事費×0.97          共通仮設費×0.9          現場管理費×0.9          一般管理費×0.68</p>	<p>※見積り等に基づき予定価格を算出する工事など上記により難しい場合は，工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。以下同じ。）の100分の75とする。</p> <p>※その他上記により難しい場合は，工事価格の100分の75～100分の92の範囲内で適宜設定する。</p>